

特定非営利活動法人火山里山保全交流会
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人火山里山保全交流会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県糸島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、糸島市及びその周辺地域において、森林・農地・里山・水・生き物を含む地域資源の循環的な保全と活用を図り、農林業、養蚕、養鶏、養蜂等の営みを通じて、人と自然が共に生きる持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

(1) まちづくりの推進を図る活動

(2) 環境の保全を図る活動

(3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①地域資源循環・保全事業

②生産・加工・流通事業

③農林業等人材育成・教育事業

④交流・文化継承事業

(2) その他の事業

①物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業にあてるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。

3 賛助会員は、この法人の目的に賛同して支援を目的として入会した団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 この法人に入会を希望するものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、特に必要と認めるときは、入会金及び会費の全部又は一部を免除することができる。

3 会員は、この法人に納入した入会金及び会費の返還を求めることができない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事14名以下

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

第14条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

2 理事長・副理事長及び相談役は、理事の互選とする。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。

5 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長及び相談役は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の職務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事会の議決により、監事が次の各号の1に該当するに至ったときには、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員にはその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 監事の選任又は解任

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号を除き理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、事前に通知した事項であること

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由で総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者総数（書面表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記すること。

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 理事の選任又は解任
- (4) 役員の報酬
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) 借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条に於いて同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、7日前には通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長若しくは副理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の二種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条の各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の二種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定)

第46条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事情が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更・解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち、解散時の総会で定めるものに譲渡する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する
- 2 削除
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に係わらず、成立の日から
平成18年1月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第44条の規定に係わらず、設立総会の
定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定に係わらず成立の日から
17年 10月 31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に係わらず次に掲げる額とする
 - (1) 入会金 正会員 2,000円 賛助会員 0円
 - (2) 年会費 正会員 3,000円 賛助会員 10,000円